14　新法第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者が附則第一条第六号に定める日の前日までに同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与により取得した場合における新法第七十条の三第八項に規定する申告書に添付する書類については、旧規則第二十三条の六第九項（第一号イ(2)、ロ(3)及びハ(4)、第二号イ(2)、ロ(3)及びハ(1)(i)並びに第三号イ(2)、ロ(3)及びハ(4)に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号ロ(3)中「イ(2)」とあるのは「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号）附則第二十四条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「平成二十七年旧規則」という。）第二十三条の六第九項第一号イ(2)」と、同号ハ(4)中「及び(3)」とあるのは「及び平成二十七年旧規則第二十三条の六第九項第一号イ(2)」と、同項第二号ロ(3)中「イ(2)」とあるのは「平成二十七年旧規則第二十三条の六第九項第二号イ(2)」と、同号ハ(1)(i)中「書類」とあるのは「書類及び平成二十七年旧規則第二十三条の六第九項第二号イ(2)に掲げる書類」と、同項第三号ロ(3)中「イ(2)」とあるのは「平成二十七年旧規則第二十三条の六第九項第三号イ(2)」と、同号ハ(4)中「から(4)まで」とあるのは「及び(3)並びに平成二十七年旧規則第二十三条の六第九項第三号イ(2)」とする。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第二十五条　施行日から平成二十七年四月三十日までの間における新規則第四十条の規定の適用については、同条中「次条」とあるのは、「第四十条の三」とする。

2　施行日から平成二十七年四月三十日までの間における新規則第四十条の三の規定の適用については、同条中「第五十一条の三第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」とする。

3　施行日から平成二十七年四月三十日までの間における新規則第四十条の四第二項第一号の規定の適用については、同号中「細目告示」とあるのは、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第四十条の六第三項において「細目告示」という。）」とする。

（書式に関する経過措置）

第二十六条　平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新規則別表第七㈠に定める書式の適用については、新規則別表第七㈠の表の備考1中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

2　平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新規則別表第七㈢に定める書式の適用については、新規則別表第七㈢の表の備考1、2⑷ロ及び3⑸ロ中「恒久的施設を」とあるのは「国内に恒久的施設を」とする。

3　施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間に提出する新規則別表第十二の書式については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号の記載を要しない。

○財務省令第三十一号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十四条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二の見出しを「（調査の通知）」に改め、同条中「この条」を「この項」に、「同項」を「法第三十四条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第三十四条第三項（法第四十八条の十六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は、第十五条の税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を法第三十四条第三項の代表する税理士として定めた旨の記載がある場合とする。

第八号様式を次のように改める。

第八号様式（日本工業規格A列4）

年　月　日

殿

税務代理権限証書

税理士又は税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の名称及び所在地	電話（　）　－
	連絡先	電話（　）　－
	所属税理士会等	税理士会　支部、登録番号等　第　号

上記の税理士又は税理士法人を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。

・過年分に関する税務代理
下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。　□
・調査の通知に関する同意
上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。　□
・代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め
上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。　□

年　月　日

依頼者	氏名又は名称	㊞
	住所又は事務所の所在地	電話（　）　－

1　税務代理の対象に関する事項

税目	年分等		
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	

2　その他の事項

注意事項
1　「1　税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理の対象となる税目と当該税目の区分に応じた年分等を記載すること。
2　「2　その他の事項」欄には、法第2条第1項第1号に規定する税務代理の対象から除かれる事項がある場合にその事項を記載し、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載すること。